

Title	「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」
Author(s)	石部, 公男
Citation	聖学院大学論叢, 4(1): 37-53
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=755
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」

石 部 公 男

A Study of a Market-based Economy and Privatization in the Mongolian People's Republic

Kimio ISHIBE

During the summer of 1991 I visited the Mongolian People's Republic and did research on the MARKET ECONOMY of that country. This paper is based on that research.

The law on privatization of the Mongolian People's Republic was ratified in May 1991, gaining approval after prolonged discussion. The adoption of this law marks an important move towards a market-based economy. This law gives individuals of Mongolia the right to buy assets under state control, and it also defines the principles of privatizing the assets of agricultural cooperatives.

People of other countries have varied opinions, viewpoints and evaluations of the Mongolian reformation. In this paper, I dealt with the inevitability of the reformation in the Mongolian people's Republic.

目次

- I はじめに
- II 新経済体制指向の根底に存在する国民意識
- III 1990年以後の政府活動基本方針とその実現
- IV 私有化政策と株式化
- V おわりに

Key words;

I. はじめに

ソ連に次いで世界で2番目に古い社会主義国としての歴史を持つモンゴル人民共和国は東欧やソ連の大きな変化とともに変革しつつある。社会主義体制から市場経済体制及び私有化政策の採用の決定と国営企業の改組など急激な変化は単に経済的变化のみではなく、政治との連動の中で起きていることは明白である。しかし、このモンゴル人民共和国⁽¹⁾における変化の位置づけや事実認識については必ずしも十分でない。あまりに一面的すぎると考えられる評価や事実の誤認と思われる面も存在する。

本稿は本年7月末より9月初めのモンゴル科学アカデミー経済研究所、モンゴル大学等の招請により渡蒙した折の調査を基本にしており、本年9月の段階での見解である。したがって今後の政治的、経済的動向については必ずしも予断を許すものではない。しかしながら、今後の日本における対応及びモンゴルの将来を思料する上で必要な材料の提供とともに1つの見解を提示するものである。

モンゴルに対しては、その政治的経済的变化に対し、すでに本年7月開催のいわゆるロンドンサミットにおいても西側諸国の総意という形で「モンゴルの改革の前進は一層の支援に値する」旨の議長声明が出されている。又8月には日本国海部首相も訪問し、その後、同月下旬には中華人民共和国楊尚昆国家主席も訪蒙し協力を約束したのである。更に9月に入ってからIMFの援助国会議の首都ウランバートルでの開催など活発な動きが起きている。しかしながら、これまで西側諸国にとって比較的情報量の少なかったモンゴルについては報道機関等も必ずしも十分且つ正確な情報を伝達しているとは言えない。一般に、モンゴルの現経済下においては深刻な物資の不足が伝えられている。電力の供給等についても頻発する停電などについては情報が入ってもその実際の原因等について、必ずしも正確な内容とはなっていない。そこで、本稿では主として経済政策の内容に焦点を当てつつ、政治的背景との関連において、現モンゴルの経済、特に市場経済移行における問題点について考察を試みるものである。

又このような変革期には表面上の経済とともに地下経済、闇経済が活発になってくるがモンゴルの場合も例外とは言えない。40トゥグリグ(төгрөг)が公定では1米ドルであるが実勢では100トゥグリグ以上となっている。もちろん一般モンゴル国民は所得を自国の通貨であるトゥグリグで受け取っており、ドル紙幣で受け取る事はない。しかし、ホテル等外国人相手に代金を受け取る立場にいるものはもちろん、そうでない者であってもドル紙幣を手に入れたがる。実際外国人が買物等をする場合、ドルで買った場合には、公定レートによる換算での代金支払いとなるが、ドルを受け取ったモンゴル人はトゥグリグで代金を受け取った事にして、公定レートと闇レートの差額を各自のものにすることが可能である。

「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」

特にモンゴルの全人口の約1/4以上が集中するウランバートル市での経済の実態は表面上の統計資料からはかなり乖離した状況となる。就中観光客が多い夏季についてはこのような事が特に言えるのである。ウランバートル市民の平均月収は統計上1,200~1,800トウグリク⁽²⁾であるが、公定レートでドル換算をすると約30~33ドル程度という事になる。そこで1回に30ドル程度の代金をドルで受け取り、これを闇の実勢レートで換算し、1,200トウグリクを売上として計上すれば1,800トウグリクを自分の懐中に収めてしまう事が可能であり、平均月収以上の差額収入を得る事になってしまう。このような事は外国人など、ドルを得やすい人と接する機会が多いか少ないかにより、所得に相当のアンバランスを生む事に繋がってくるのである。それのみかモンゴル自体の経済の現状把握をする場合にも大きな誤りを犯すことにもなってくる。このような事は当然通貨量の算定についてもかなりの影響を与える事になると考えられる。

モンゴル全国民の平均賃金は1990年は月額539トウグリクであったが翌91年1月に一挙に2倍に引き上げられた。しかし同時に物価も一斉に値上げされ、物によっては数%上昇から数倍になったものもある。このような中で当然国民の中から不満や不安が出てくる事が考えられる。しかし、市場経済の導入および財産の私有化要求という強い政治的要求のために、全体としてはそのような直接的な不満などは必ずしも表面化はしていない。

本来モンゴルにおける民主化要求は一般国民の中から自然発生的に起ったものである。象徴的現象としてはチェコスロバキヤのごとく音楽が起爆剤になったと見る事もできよう。

しかし、モンゴル人民革命党による一党独裁の長い政治体制の末に1987年6月から経済体制の改革に自から着手したのである。党自からこのようにしてモンゴル版ペレストロイカを89年12月以降推進する事になっていった。

同時に民主運動も高揚し、1990年3月には人民革命党指導部の退陣要求のデモやハンストなども発生していったのである。そこで政府は首脳人事の総入れ替えや複数政党制の採用に踏み切る事になったのである。同時に従来の人民革命党による国家全体の指導という形を廃止し、5月には政党法の採択と大統領制の導入を決定したのである。7月29日には野党参加のモンゴル史上初めての自由選挙が実施され、9月4日に現大統領、P. オチルバトが初代大統領として誕生することになった。同月、ビャムバスレンを首相とする16名の内閣が組織され、翌91年2月14日にはIMFのメンバーとなり国際的経済の枠組の中に入ってゆく事になったのである。

このような急速な政治的経済的変革の中で、約70年間にわたる計画経済を柱とした体制から市場経済へと動き出したモンゴルの初動的摩擦とも言える物価上昇や不公平感、更には物資の欠乏といった問題について、モンゴル内部からの批判や指摘が出てくることは一般的には極めて当然の事である。

しかし、各党ともこのような過渡期にある経済的困難を政治的対立には利用しないという事で合意を得ているので人民革命党としてもこのような経済的困難を理由に1党独裁の旧体制に戻そうと

することは難かしいことである。そのみならず、都市部の市民については市場経済化という未知の態勢については不安とともにむしろ強い期待を持っているともいえる。この期待は若くてエネルギーな知識層程より強く存在していると思われるが、必ずしも市場経済化の意味を十分に理解している訳ではない。牧民や市民の中には現状維持を漠然と望む保守層もかなりおり、市場経済化、私有制などの意味がほとんど理解されていないものも多いのである。⁽³⁾

1924年の人民共和国の設立は封建経済体制から一挙に社会主義体制を目標とする経済体制への大変革であった。以来約70年間、全く資本主義的生産様式を通過することなく今日にまで及んでしまったのである。

今日の日本を含んだ自由主義的資本主義経済体制は、もちろんマルクスやレーニンが想定していた経済体制のままではない。資本市場も発達し、又代金の決済手段も多様化している。更に、証券市場の発達とともに株式会社の経営状態にも質的に変化が起き、所有と経営の分離や意思決定の合理性などがより高められてきている面があるのである。

したがって、メイン・フレームとしての経済体制の変化についての認識は理論上できたとしても、具体的又、技術的諸問題についてはその把握という点で多くの問題をかかえているといわざるを得ない。すなわち、モンゴルにとり、経済上のノーハウともいうべきものにまで十分な理解が浸透しているという訳ではないのである。

更に70年間に及ぶ社会主義的経済体制そのものに現在の経済的行き詰まりの原因を安易に求める向きもあるが、必ずしも正確な認識とは言い難い。又ソ連の経済的混乱と危機がモンゴル経済の危機を招いているという事については常識的且つ第一義的には認めざるを得ないが、この点についても本質的な点ではやや異なるといわざるを得ない。

現在のモンゴルにおける経済的危機はモンゴル自体が社会主義体制ないし計画経済体制でやってきたがためのものではない。この直接の原因はコメコン（SEV）体制そのものにあると言わざるを得ない。SEVすなわち、経済相互援助会議の存在こそが現在のモンゴル経済破綻の基本的にして最大の理由であると考えられる。コメコン体制こそはモンゴル経済の自由にして広範な各種産業基盤の発達を阻害した最大の原因でもある。しかし、現実のモンゴル国民及び政府は政治運動の中では敢えてこの点に目をつむり、計画経済そのものに直接的原因があるかのような行動や受け取り方をしているといわざるを得ない。

そこで本稿では現モンゴル人民共和国の市場経済移行への過程における問題点と特徴とを政治と経済の関連の中から探りつつ、市場経済及び財産の私有化、株式化への取組みにおける問題点とその対応について考察し、さらにその必然性についても考えるものである。

II. 新経済体制指向の根底に存在する国民意識

モンゴル人民共和国の市場経済化への流れを考察するに当たり、その歴史的背景について触れざるを得ない。それは現在の国民の意識は国家の歴史的な流れの上に形成されてくるものであり、就中社会主義政治体制のもとでの教育における意識形成が現実の社会変革にプラスにもマイナスにも大きな作用をなしている事は明白だからである。この政治体制は経済はもとより宗教や文化にも決定的な影響を与え、それが又経済に大きく反映してくることになるからである。その具体的例としてはモンゴル国民の使用文字の採用やラマ教を中心とした宗教弾圧政策などによる国民の想いが現実の経済体制や経済生活への意識と複雑に関連してくるといふ事からも理解できるところである。

モンゴル人民共和国の市場経済へ移行する政策が出される迄の現代史については、モンゴル科学アカデミー歴史研究所編著⁽⁴⁾の歴史書がある。これはこれまで唯一の政権党であった人民革命党(共産党)の史観によるものであるが、非常な労作であり、それなりの高い評価が十分にできるものである。しかし、このモンゴル史からは市場経済移行への政治的、経済的必然性は直接的には全く読み取ることはできない。又具体的な生産物などや製品についての産出高等の数量に乏しく、増産パーセントのみが目につくような記述も多い。又一貫して社会主義経済体制のもとでの順調な経済発展ぶりが基調となっている。しかしながら、これにより、モンゴル現代史の重要な部分の流れはある程度把握することが可能であるので、本論では詳細な点については省略することとする。

周知のように、モンゴルは民族として長い歴史を持ち、モンゴル高原を中心にマンチュリア、南シベリア、さらには中央アジアから東ヨーロッパにまで及ぶ大帝国を築いた事はあまりに有名である。又、民族的英雄チンギスハーンによっても知られている。しかし、近代に入ってから清朝中国及び漢民族の支配とロシアの支配の狭間で苦しみながらも民族の独立への燈火を絶やさなかったのである。

このような状況下で、1917年のロシア革命の刺激を受け、モンゴルは独立運動を起していくことになった。しかし、これより先の辛亥革命により清朝中国からとにかく分離し、1911年に自治政府を樹立したのである。その後1919年には一度自治を撤廃し、中国軍閥の支配下に入るが、1921年7月に独立を達成し、立憲君主国となったのである。この7月11日の独立達成を記念し、この日を革命記念日として本年も式典(ナーダム)が挙行されている。

モンゴル人民革命党と国家の基礎を築いたとされるD. スフバートルは、革命は牧民を中心にして行なわれ、モンゴル人民革命党は牧民の党である、といている。又党が世界の勤労者の革命闘争と連携しながら成長してきたとしている。⁽⁵⁾

この時の君主は活仏と呼ばれ、ラマ教の僧であった。活仏の死にともなって、1924年11月に人民共和国を宣言することになった。その後1990年3月の複数政党制の導入まで、一貫してモンゴル人

民革命党（共産党）一党の独裁政権を維持してきたのである。しかし、このような歴史的経緯からも理解されるように、モンゴルの独立は中国からの独立であり、当然のことながら中国はこれに抵抗したのである。中国人にとっては、モンゴル領は潜在的に中国領土であるとの認識が存在し、中華民国から中華人民共和国へと政権が変化しても、モンゴルと中国との国民感情は複雑な形で継承されていくことになるのである。ロシアの影響と援助により独立を達成したモンゴルは、1924年のモンゴル人民共和国宣言の年から2年後の1926年に母国語の表記にロシア文字を採用したのである。1926年は日本では大正15年（昭和元年）に当たるが、以来このキリル文字を公式文字として採用し今日に至っている。しかし、この文字について、再び旧来のタテ書きの伝統的なモンゴル文字を公式文字として採用すべく準備が行なわれ、すでに小学校等でもその教育が始まっているのである。

このことは現行のキリル文字を全面的に廃止して一斉にモンゴル文字のみを使用するという事では必ずしもない。日本のマスコミ等の一部には1994年から全面的に伝統的モンゴル文字に切り替わる旨の記事などを目にするが、必ずしも正しくはない。94年から伝統的モンゴル文字を公式文字化する準備をするという事が決定されたという事である。⁽⁶⁾

現行のモンゴル語の表記はロシア文字から借用したとはいってもロシア文字では使用されない Θ と Y の2文字も使われている。したがってロシア語文字と完全に同じというわけでは必ずしもない。いずれにせよ伝統的モンゴル文字の採用には多大な費用がかかる事になる。

モンゴル人にとってはロシア文字は外国の文字であり、モンゴル文字の採用は伝統を大事にするという点からも意義を認める人々も多い。しかし今公式文字として採用を予定している文字も厳密な意味ではモンゴル固有の文字ではなく、本来ウイグル文字に由来するのである。13世紀初めにナイマン族を討った際、表音文字であったウイグル文字をモンゴル文字として使用し出したのである。この事は必ずしもモンゴル国民が十分理解している訳ではなく、そのために一般にキリル文字の採用前の文字をモンゴル固有の文字として復活させようとしているのである。これは経済体制の変革が民族的意識と深く係わっているからであると考えられる。

この民族意識の抬頭は約70年間続いてきた社会主義的政治体制の中から起ってきたのである。モンゴル人は教育を通して、ロシアの支援のもとに革命と独立が達成され、その体制が維持されてきたことを学んでいる。このため一般的には非常に親ソ的感情を持っている。しかし同時にロシアを中心とするソ連とはもう70年来の付き合いなので、これ以上のつき合いを今さら求めなくても良いのではないかという漠然とした感情も併わせ持っているのである。モンゴル大学経済学部の学生達へのアンケート等⁽⁷⁾に対してもこのような答えが多く返ってきたのである。

モンゴル人の知識層のうち、留学経験者は比較的多い。その行き先はモスクワ大学をはじめ、旧東ドイツやハンガリー、チェコスロバキアなどである。それらの国々での経験や変化の情報はそのまま自国に直結しているのである。計画経済そのものの良し悪しは別として、自由な雰囲気西側諸国に対するあこがれや漠然とした市場経済への期待がふくらんできているのである。

このことはモンゴル社会の経済体制に強力なエネルギーを与え続けていた政治が、そのエネルギーを弱めざるを得ない事態になったために起ってきたことだとも言えるのである。モンゴルにおける政治のエネルギー、特に一党独裁としての人民革命党のエネルギーは、世界的潮流ともいえる変化の情報を吸収することにより減少していったと言える。これがモンゴルに於ける政治的エントロピーの増大を引き起こし、更に新しい情報は別の政治的エネルギーを注入する段階にまで至っていないと見るのが妥当ではないだろうか。

市場経済への移行と国有財産の私有化政策は直接的にはソ連の援助の削減による刺激によって採用せざるを得なくなった政策であるが、モンゴル経済自体が少なくともエネルギー生産や日常生活用品等の生産手段を自国で保持しつづけていたならば必ずしも現下のこのような経済的変革の必要性を急激には感じないで済んだとも言える。

コメコン体制の名のもとに、モンゴルは専ら牧畜を主とした肉類の生産と獣毛類の生産というようなごく限られた分野の生産活動にのみ特定化されてしまうことになった。これは一種の比較生産費説によるSEV内の分業という点から見れば合理性もそれなりに認めることが可能である。しかしこの場合の地域分業は自然の条件という事はあったにせよ単純な日常生活用品や伝統的技術による小規模の産業の発達を阻害してしまったのである。

社会主義政治体制は一般に政治教育及び思想教育の重視という点からも教育の普及には力を入れてきた。モンゴルの場合もこの例外ではなく、ロシア式教育制度を柱とする教育は国民の教育を受ける権利の保障という点からも推進されていった。しかし、印刷物の多くは自国内でなされたものではなく、印刷技術の発展も自国内では望めない状態となっていた。このため自国通貨である紙幣の印刷も現在に至るまで他国に依存せざるを得ない状態となっているのである。⁽⁸⁾

このようなモンゴルの生産形態は、モンゴル自体が社会主義による計画経済体制であったがために起ったのではなく、コメコン経済体制による強制的分業体制に起因することは明白である。したがって、モンゴル国民にとりソ連や東欧の政治的経済的変革があったとしても、ただちに自国の経済体制を計画経済から市場経済へ移行させる必然性は全くないはずである。にもかかわらずソ連の経済的支援の途絶によるモンゴル経済の危機打開について、市場経済への移行と財産の私有化を採用し、推進しようとするに至ったのは経済的必然性からではなく政治的選択の問題であったといわざるを得ない。

モンゴルが市場経済体制へ移行するという経済体制の改革は1987年6月からであり、その推進は政権政党である人民革命党（共産党）であった。しかし、この時点ではまだ人民革命党の指導性が認められており、党の指導のもとに生産現場の労働意欲の刺激と生産性向上による物資の増産をはかる手段として市場経済導入原理が考えられていただけであった。特に生活物資の生産については中小企業の育成による調達を意図していたのであって、全面的政治体制の変革及び国营企業の私有化については現在のような形での方向は採用もしていなければ意図もしていなかったのである。

しかし、1989年の民主運動の影響により、90年3月の複数政党制を採用したことにより事態は一変し、政権政党である人民革命党（正式名はモンゴル・アルディーンホイブスガルトナム）の指導性は否定され、5月には政党法が改正され、大統領制が導入されることになったのである。そこで7月29日には史上初の野党参加による自由選挙が実施されたのであり、第1党の人民革命党に次いで第2党に民主社会党、第3党に社会民主党、第4党に民族発展党というような政党が活動することになったのである。これら4党以外にも環境擁護を訴える緑の党（ノゴン・ナム）などの小政党も名をあげるようになったのである。

第2党の民主社会党（党首バットウル）はその有力母体に民主連盟（議長ゾリグ）をかかえており、市場経済化の推進とともに国有企業等の財産私有化、株式会社制度を強力に進める大きな力となったのである。しかし政党としての性格は支持者数においては確かに第3党の社会民主党よりは多人数となったが、広範な支持があるだけに不安定要素が多く、支持層にバラツキが目立つといえる。これに対し、社会民主党（党首バットバユル）の支持層には知識階層が比較的多く安定的であり着実性があると考えられる。

市場経済化および私有化は社会主義経済の放棄へと繋るのであり、自由主義経済への移行と受けとれるが、現段階においては第1党としての政権政党は依然人民革命党である。これはモンゴル国内における保守勢力が基本的にはかなり強大であり、社会機構の端々にわたり、共産党である人民革命党の影響が強く存在していることを表わしている。政党政治という観点に立脚すれば、政権政党であろうと野党であろうと党費についての国家の係わり方は同じであるべきである。しかし、モンゴル国内においてもほとんど知られていない事実として、人民革命党の党費は国家から支給されており、野党に対しては全く支給されていないのである。更にこれまで国営企業の責任者クラスの人々は人民革命党の党員でなければそのポストに就くことが難しく、工場長や副工場長クラスの人々は現在も人民革命党の党員であるとみなすことができる。

このような現実時間の経過と今後の経済体制の変化進行によりもちろん変ってゆくであろう。同時にそのような社会の変化はさらなる経済体制の変革を促進していく可能性も持っているといえる。しかし、複数政党制の導入による政治の変化は市場経済化の推進とともに私有化の動きを当初の目論みとは異った方向へと微妙に変化させたのである。

モンゴル経済は現実に政府が改革の方向を打ち出した以後年々悪化の途をたどっているのである。当局はこの状況から抜け出さるべく努力をしているが、それには当然その原因と、それにもとづく合理的対策が必要な事は言を待たない。しかし、その原因が社会主義的計画経済そのものにあつたとする根拠はなく、ましてモンゴルとソ連との政治的関係の悪化による経済的停滞などではない。これについてはすでに指摘したようにコメコン体制そのものに存在していたと見るべきである。

にもかかわらず、モンゴルにおいて現今の経済的停滞と困難を乗り切るのに市場経済化の推進と財産私有化、企業の株式化等を通した一連の経済的改革をもって当たろうとするにはかなりの無

理があるといわざるを得ない。このような経済改革の選択そのものについてはモンゴル国民が決定することであり、その選択自体には全く問題はない。問題は選択の理由とさらに政治体制の変革後の経済改革及び政策に対する姿勢にあるといえる。

Ⅲ. 1990年以後の政府活動基本方針とその実現

複数政党制を3月に導入した1990年以降の政府活動基本方針について、その全文が同年12月29日付のアルディン・エルフ紙に掲載された。日本国外務省の訳による同誌についてその全文の内容を検討してみたい。

政府活動基本方針は第1章から9章の「結語」までに分かれている。第1章は「国家の現状評価」となっているが、その内容はさらに14に分けられ、その1に「わが国の政治の新体系における初の政府が存続する期間に、社会生活のあらゆる部門を改革する歴史的過渡期に諸目標を実現する。」とある。ここでは経済はもちろんの事、文化面、教育制度面など広範な部門の改革についてその姿勢が打ち出されている。同章7, 8, 9には今までの外国の援助や借金が減少したことにより国家経済の水準低落が加速し、偏向した対外経済関係の欠点が表面した旨が記載されているが、現時点では対外経済関係等のあり方が基本的に定まっていなかったとしている。これは今までのソ連を中心としたコメコン体制に対する反省を意味しているが、直接的にはコメコン体制そのものには言及していない。

又、燃料やエネルギー、運輸等のインフラストラクチャーの不安定状況についても触れており、現状の事実認識という形となっている。特に電力供給量が不足しているという事については確かに停電の頻発に象徴されるように深刻ではある。しかし市内のアパートのキッチンなどは原則として炊事用エネルギーはすべて電熱器で賄っており、その消費電力が全体として大きくなるのは当然の事である。

もちろん、ガス設備等のインストール費や安全性の点から統一的に電熱の利用を採用したのであり、それ自体は1つの選択として当然評価できるものである。しかし、現下の電力不足において更なる努力の姿勢が必要である。頻発する停電は都市住民に多大の不便と不安、さらには危険性さへ与えている。しかし、このような現実の前であっても通電時の炊事にはこれまでと何ら変ることのない電力使用に加え、夜には市街のネオンが煌々と輝りかがやき規制の姿勢さえ感じられない。一方において、停電のために手術中の患者が病院で死亡するという事態が発生しているのである。

第2章には「モンゴル国復興の意思の諸原則」を掲げている。民族の文化遺産は、人類共通の発展成果であるとし、同時にそれが同国の今後の発展を方向づける基礎となるとしている。又、「思想的危機の克服のためには、価値観の転換、物質崇拜からの解放・民族的文化遺産と秩序の尊重・人道主義などが社会的関係の原理となること、また人権の尊重や現在と将来に亘る社会的責任の重

視といった方向性を持った社会意識が芽生えることが必要である。」としている。

このことはマルクス・レーニン主義に基づくこれまでの立場から完全な脱却をめざそうとしているといえるのである。同時に、宗教を含めたモンゴル文化の復興にそのよりどころを求めているように受け取れるのである。しかしながら、価値観の転換、あるいは人権という場合、その具体的内容と方向が不明確である。人権の思想を掘り下げるなら、必ずそこにキリスト教的信仰を根拠とした人権と係わらざるを得ない。ラマ教による人権概念自体成立し得ないのではないか。成立し得たとしても、そこにはかなりの無理が存在することになるのである。人権を尊重した国家建設を進めるにはこの点についての基本的認識が極めて必要であると言わざるを得ないのである。

第3章「社会政策」では、所得の増加と就業水準の向上、小規模生産やサービスの発展、教育改革、文化芸術等の振興について触れている。特に、教育については、一般教育に関する始業日を10月1日とし、6月15日を終業日とする指針をまとめる旨の記載があり、地方の児童の就学年令を8才にするよう提案している。又教員養成システムの改革や教師陣の充実などについて触れている。そして、同章において、「すべての学校でモンゴル文字の教育を教育方針の中に組み込み、1994年からモンゴル文字を公式文字化する準備とする。小数部族の教育は、それぞれに伝わる言語と文字によって行うことを可能にする。」としている。この文字の件については既に触れたように、その採用に当って、かなりのアローアンスが感じとれるのである。

第4章は「社会的生産、科学・機械技術進歩政策」であるが、経済面での安全保障を図る旨の記載があり、コメコンによる経済体制についての問題意識が感じとれる。同時に、ウランバートルの発電所の安定した稼働と大気汚染を防止する方策を講じる旨の記載がある。特に発電所の公害等については識者等によりかなり問題にされてきたことがらであるが、このような形での表明については改革への意識が国民生活を考慮したものとして、国民生活の真の向上に対する熱意を感じさせるものである。

第5章では「市場調整をともなった経済への移行原則ならびに方法」と題され、その第1. 総論において、「商品生産が自律的に社会的需要に一致し、再生産が行なわれる条件が市場経済への移行により形成される」旨の記載がある。しかし、現実的には、その具体的経験と知識が極度に不足しているのである。専門家にとっては当然の事ながら、一般国民に対する情報提供の重要性についても強調しているのである。

特に「市場経済関係は、国際市場価格・金融・関税メカニズムに接近してゆき、開放的国際関係を形成することになる。」としている。又、同章において、有価証券市場・通信販売・銀行・情報取り引き市場などについても触れられており、さらに「国立銀行を改革し、中央銀行・商業発展銀行・投資革新銀行を設立する。」と銘記されている。現実これら諸銀行の設立はすでに実行されてきているのである。⁽⁹⁾

有価証券市場の設立についても触れられているが、有価証券市場そのものについては、基礎的条

件があまりに不足しており、現状ではほとんど機能しないか少なくとも相当年数の間あまり意味をもってこないであろう。しかし、本年1991年の8月にはウランバートル市内のスフバートル広場に面した一角に青少年向け映画館であった古い建物を改装して、商券取引所なる建物も準備をしている状態である。⁽¹⁰⁾

もちろん、有価証券そのものについては国営財産や企業の株式化政策に伴う措置として取り扱わざるを得ない事情があるという点では理解できるところである。しかし、この点については工場等の私有化政策と合わせ以下で考察を試たい。

同章ではさらに広告企業や公的広告機関の援助、市場情報センターの設立、資産の私有化のための宣伝の必要性について触れているが、これらこそは正鵠をえた内容であると思われる。すでに本論で触れたごとく、民主化の要求は国民の側から自然発生的に起ってきたものである。しかし、その根底には建国以来の社会主義経済体制に対する危機意識や不安があり、それらはソ連・東欧の動きと決して無関係ではあり得ないのである。それは国民の側のみでなく政権党である人民革命党の内部においても同様の意識がその大きさに違いはあっても存在していたのである。であるからこそ、国民的集会を政庁前のスフバートル広場では禁止したが自由広場においては認めざるを得ない状況となったのである。この運動が大きな力となり得たのは一般大衆である国民が生活感覚として、現状の経済、あるいはその背後にある政治体制に疑問を持ったからである。その疑問はコメコン体制そのものよりも、むしろ自国の経済体制である計画経済体制に向けられたのである。

したがって、コメコン体制による社会主義国内の相互援助の名による分業体制に対する問題の指摘をしても、国民の同国内の計画経済体制に対する危機意識や不安、不満を解消することは不可能であったのである。そこで新政治体制後、その政策の趣旨や意味を十分に国民に理解させるには、市場経済及び私有制に関する具体的且つ正確な情報の提供が特に重要となってくるのである。所有形態の変更は各工場や企業などの現在の従業員に不安を与えないようにするだけでなく、彼らのサポートがあるようにしなければならない。そこで、現在の従業員の意思を尊重し、株式化した場合であっても従業員に対する一種の既得権保障のような形が考慮されることになったのである。この1つに当該既存従業員による株式化の際の優先的株式取得の保障策などが講じられた。特に国有資産私有化の際の直接的解雇による失業者の増加や人権侵害などに対して特別の方策を講じるようにすべき旨は、政府活動基本方針の第5章にも銘記されているのである。

同基本方針の第6章では「環境保護政策」について触れ、水資源の利用、森林の利用などとともにその再生について配慮することが謳われている。第7章では「行政・国防組織の合理化、法の強化」として地方行政機構におけるソムの地位を強化し、そこにおける社会・経済問題に関して独自の解決を図るように表記している。これは明確にそれまでの中央集権的行政から地方を尊重した自治の思想に結びつく方針である。しかし、いわゆる地方自治的政策を標榜するまでには至っていないとは言えない。

第8章では「対外政策」として、ソ連との間で締結された若干の政治的・経済的条件や協定を共通理解に基づいて変更する、との内容が入っている。同時に中国との通商・経済・文化・科学の各分野での協力関係推進が謳われているのである。又、西側先進諸国との互惠的協力関係の発展のため、あらゆる可能性を模索する、とあり着々とこの基本方針に沿って実現へと進んでいるのである。米国のモンゴルに対する最恵国待遇の決定や、E Cの包括的通商優遇システムへの参加によるE C市場との貿易環境の大幅な改善などは、この方針のサポートとなっているのである。

さらに同8章にはIMF、世界銀行、GATTなどに参加する旨が謳われているが、すでにIMFへは本年1991年2月14日にそのメンバーとなるなどこれらの実現がはかられているのである。

以上のごとく国民に出された政府活動基本方針は短期間のうちに実現可能なものから次々に実行に移している。しかし制度面では、先づ憲法をはじめ、各種の法律を整備してきているが、⁽¹⁾知的ノーハウの面での不足が目立ち、経済再建の足どりは決して軽くはないと言える。確かに法律面での整備は着々と進められ、一見社会的制度は順調に市場経済化、私有化の方向に進んでいるようには見受けられるのである。しかしながら、この革改のポイントは社会の構成員たる国民の意識にかかっているのである。特に活性化を旨とする意味で財産の私有化を進め、市場のメカニズムによる価格を通してのモンゴル国における経済的ビルトインスタビライザーが有効に機能するには何としても、その社会の成員である国民の意識の変革が極めて重要である。

M. ウェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」の論文を持ち出すまでもなく、職業倫理観や企業利益に対する正当な認識がなくてはならない。長年の社会主義的教育に対し、大学の新設やカリキュラムの変更などを通し、この点についても対応をはかっているのである。

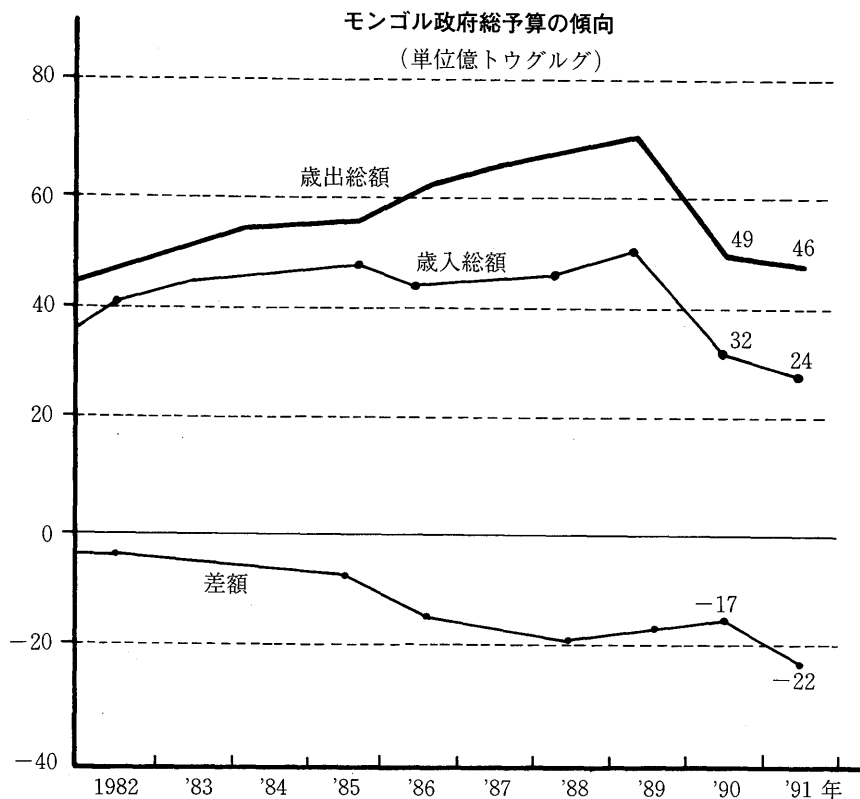
IV 私有化政策と株式化

すでに触れたごとく、モンゴル政府はその活動方針を発表し、それに沿って着々と歩みを進めている。特に市場経済化と財産の私有制については、それまですべての生産形態が原則として国営であったために非常に大きな変革となっている。

国有財産の私有化については、私有化委員会を組織し、1991年7月から権利書を配布し出している。この権利書は国営企業等を株式会社化し、その株式を取得するための株式引換証に当たるものである。引換の権利書は左側に7,000トウグリク部分のクーポンと右側に3,000トウグリク分のクーポンが付いて1枚となっているものである。3,000トウグリク分の方は更に分割できるように1,000トウグリク券3枚から成っているのである。

すでに一部の国営商店は競売され私有化が実施されてきているが、更に国営工場などがその対象となって順次私有化を実施することになった。当面は国有資産の約30%を私有化する計画を作成し、資産評価を終了している。しかし資産の評価方法にはかなりの問題が含まれている。設備や機

「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」



— 第1図 —

資料：1982～1989年までIMF，
1990，1991年モンゴル政府

各年末における国際準備金額

(単位100万米ドル)

年	外貨	金 ¹	合計
1980	9.1	13.9	23.0
1981	8.6	13.2	21.8
1982	11.4	12.3	23.7
1983	7.3	12.0	19.3
1984	22.1	10.8	32.9
1985	51.8	16.8	68.6
1986	73.8	18.6	92.4
1987	147.7	20.1	167.8
1988	145.1	19.0	164.1
1989	120.8	18.8	139.6

1) 金は1オンス
約185ドルとして計算

資料：モンゴル人民共和国
国立銀行，IMF

— 第1表 —

「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」

械類等の減価償却累計額及び残存価額の算定が適切とはいえない面があるからである。又企業の収益力に対する評価がほとんどなされず会計学上の営業権、すなわち暖簾に対する考え方が適用しにくいなどの問題が含まれているのである。

91年の8月と9月には合計で300企業が私有化され、農牧業関係では9月までに私有化を実施しだし、順次進めてゆく予定である。

この株式引換券であるクーポン券はエルフィーンビチクと呼ばれている。脚注3で触れてあるように原則1人1枚200トウグリクの手数料を支払って購入するしくみになっているのである。10月以後は大企業を対象に私有化が進められ、これに先立ち9月中旬には商券取引所（フルンギーンビルヂ）が活動を開始することになった。

このフルンギーンビルヂは最終的には各自の欲する企業の株式と交換することになるのである。しかし株券（ホイウツァー）と引換える場合、当然業績の良い企業の株式に人気が出る事が予想される。したがって、このような場合は当該企業の従業員に先づその取得の優先権が保障される仕組みになっているのである。しかし現在のモンゴルではウランバートル市に所在するカシミア、ゴビ工場でも従業員は約1,000人である。これは最大規模の工場の1つである。同工場は日本の援助により設立されたものであるが、これらの企業は私有化後の経営についてかなりの不安を持っていると言える。

一般にはモンゴル国内の工場等はその設備や機械類が老朽化している上人材の養成を行なわなければならない。すなわち、経営者の育成が必要であり急務である。しかし政府の財政状態は第1図に示したごとく歳入総額より歳出総額が上まわったままであり、その差額もグラフに示すごとく91年はマイナス22億トウグルクが予想されている。更に金や外貨（米ドル）の残高も極めて少ない。第1表に示したごとく1989年でも金とドルの合計でも1億ドル台にすぎないのである。

私有化委員会はこのようなモンゴル経済の現状を踏まえ、国家としての資金不足の中、各企業は独自で自立するようその方策を指示したいが、委員会自体具体的に暗中模索の状態なのである。ここではむしろ、私有化のための具体的技術的問題の対応に追われてしまっているといわざるを得ない。しかし、このような現状の中で、政府は民族発展省¹²⁾を置き総合的施策を行ないつつある。同国の私有化は長い計画経済体制の中からコメコン体制の変革を通して自からが選択した市場経済への道を歩むために通過しなければならないゲートである。中華人民共和国のごとく、自国の計画経済体制を堅持するには条件があまりに不足していると言わざるを得ない。

V おわりに

モンゴルはロシア及び中国に挟まれた地理的環境の中で独立し、1924年以来人民共和国として社

会主義政権を維持してきた。しかし、ここへ来て複数政党制を導入し、市場経済化の道を歩み出しはしたが、依然として第1党は人民革命党である。現在の経済的困難さの故に人民革命党内部の保守派は巻き返しをはかっている。このため今春労働者派と呼ばれるグループが内部に誕生した。この点を見るならば市場経済化の前途にもかなりの不安定要素と不確定要素があり流動的だとも言える。しかし、モンゴルの場合は中華人民共和国などのように自国の体制を維持してゆく事は不可能に近いといえる。それはあまりにもインフラの不整備と産業の単一化がなされており、中小企業を中心とした産業の多様化による最低生活物資の生産を回復することが急務であるからである。

このような意味に於て、モンゴルが伝統的な生産様式を回復し、市場経済化、私有化の道を選択する事は歴史の必然とも言えるのではないかと考えるものである。

注

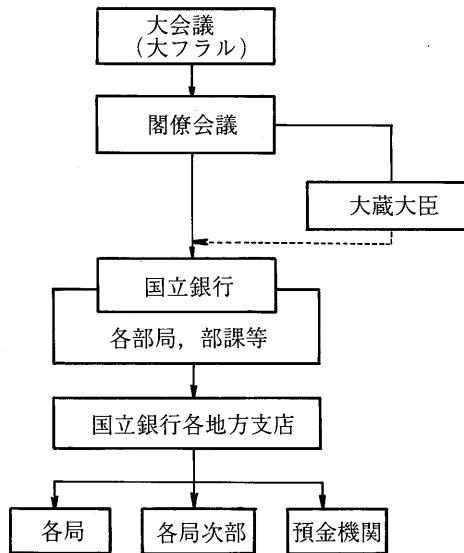
- (1) АРДЫН ЭРХ (アルディーン・エルフ) 紙 (1991年6月5日付) 掲載の「モンゴル国の憲法草案」と同国憲法改正委員会に対する国民の意見呼びかけの記事において「モンゴル国」という呼称を使用している。現時点での「モンゴル人民共和国」という国名については憲法草案審議過程で様々の案が出された。同誌6月12日付の記事では国家小会議 (小フラル) 参事、S. トゥムリ氏の意見として、審議過程で各種の意見が出されたので、それらの意見を包括し、暫定的に“モンゴル国”とした旨が記載されている。そこで、この案に添った国名の呼称替えが1991年中に行なわれる公算が大である。
- (2) 軽工業従事者は1991年の平均月収は1,200トゥグリグで重工業従事者平均月収1,800トゥグリグとの統計がある (同国統計局)。
- (3) 国家財産の私有化法が批准され、企業の株式化が推進されることになったが、このためのクーポン券を全国民に原則1人につき200トゥグリグの手数料相当分の代金と引換に交付しているが、その意義が十分に理解されず、引換に応じない国民も多数いる。権利書 (クーポン) は約2年間 (1993年8月31日まで) 有効となっている。しかし200トゥグリグを出して引換えるのが良いかどうかの判断に迷っている者も地方にはかなり存在し、経済的知識のある者への相談なども多い。又月収の平均が200トゥグリグに満たない者へは無償配布の方策もとられているが、これに該当する労働者は全国で38,000人と推定されている。
- (4) 日本語訳: 二本博史, 今泉博, 岡田和行の各氏。田中克彦監修, (株)恒文社, 1998年10月初版であるが、本書は監修者のことばに『……あるいは「モンゴル人民共和国史」であって「モンゴル史」でもなければ「モンゴル民族史」でもない。』とある。又『したがって本書は、そのような国家という単位にもとづき、その担い手によって書かれた、比類のない歴史だということだ。今日、モンゴル族と同様の規模をもつ、他のいずれの民族も、いかなる点からみても「少数」民族ではないのにもかかわらず、決して国家の歴史を書くことはできない。——省略——ソ連においてはやや事情が異なり、それぞれの共和国史や自治共和国史を書くことができ、実際に出版されてはいるが、その性格は、ソ連邦内のいわば地方史、地域史という、国家の部分史にとどまらざるを得ない。』という文が載っている。
- (5) 同上, モンゴル史 I, 27頁, 459頁又D. スフバートルの演説や文章は何度か出版されているが、革命50周年を記念して資料集が刊行された。(Д. Сүхбаатар, баримт бичгийн түүвэр(1915-1925). Эмхтгэсэн Г. Пүрэвэ, Ц. Сономдагва. УБ., 1971.)
同上モンゴル史, 459頁~459頁
- (6) АРДЫН ЭРХ 紙1990年12月29日付記載の「政府活動基本方針」全文掲載中、第3章「社会政策」の中で「民族文化を復興し、人類共通の文明の成果と調和した発展を図ることは、社会の精神世界の刷新や人道的・理性的・愛国的な人びとを作り出す前提条件であり、また民族の復興の重要な条件である。」という文を掲げている。そして、これを受けて、同章の終りの方に「すべての学校でモンゴル文

「モンゴル人民共和国における市場経済化と私有制の一考察」

字の教育を教育方針の中に組み込み、1994年からモンゴル文字を公式文字化する準備とする。少数民族の教育は、それぞれに伝わる言語と文字によって行うことを可能にする。」という文が収録されている。

- (7) モンゴル国立大学の学生及びゴビコンビナート・カシミア工場の従業員に対するアンケートと聴きとり調査 (68名分)。
- (8) モンゴル紙幣は自国では印刷できず、最近まではソビエトで印刷していた。しかし、現在はドイツ等で印刷がなされ、さらにイギリスなどにも印刷の打診がなされているようである。印刷国の打診については1991年8月にモンゴル政府当局者による口頭での情報である。又、日本から印刷機を導入し、自国で印刷する案もある。
- (9) 1989年まではモンゴル銀行一行のみであったが、1990年以降更に8行の銀行が設立されている。特に1991年5月に銀行法が新しく制定され、中央銀行としてモンゴル銀行の整備充実を計るとともに、新しい銀行設立の動きも活発化している。8行の新しい銀行は、直接政府の管轄下にある資本参入銀行とモンゴル商業発展銀行の他にモンゴル協同組合銀行、農業協同組合銀行、モンゴル保険銀行、モンゴル産業銀行、交通・道路銀行、国民銀行である。これらの内、国民銀行は日本の郵政省による郵便貯金制度に比較的似た庶民金融機関的性格のものである。その出先機関は一般住宅棟などの中に置かれ、従業員は1出先機関およそ10人前後で「計算所」などと呼ばれている。ラウンバートル市にはこの出先機関が第1計算所から第31計算所まで現在(1991年8月)存在している。銀行システムは次図の通り。

1990年8月における銀行システム



資料：IMF, モンゴル国立銀行

(10)



左手建物が証券取引所となる旧映画館の建物。右手、黒ずんで見えるのは政府。

- (11) 1960年の旧憲法は1990年に改正され、さらに1991年に新憲法が制定されることになった。1990年における構造改革的なものでは①家畜の私的所有権に関する制限の排除、②特定小売品価格の自由制、③2段階制銀行制度の法律化と2つの商業銀行の設立、④政府省庁の合理化、⑤関税業務部門と税金サービス部門の設立、⑥新投資法の公布、⑦商取引のため、トゥグリクの対米ドル平価切下げ、⑧外国為替交換システムの導入、⑨交換可能地域の諸国と最恵国待遇の交渉、などがある。又1991年に入ってから①国際的レベルに向けてのより多くの商品販売価格の増加、②期間預金についてのサイトの長期化や収益率の増加、③輸入品や損失企業に対する補填を国家予算から出すことを実質的に打ち切る、④商取引でない場合でも対米ドルに対するトゥグラクの平価切下げ、⑤貸金や年金などの調整及び個人預金についての改善、などがある。(The Mongolian People's Republic: Twoward a Market Economy. by Elizabeth Milne, John Leimome, Franek Rozwadowski, and Padej Sukachevin. IMF Washinton DC April, 1991)
- (12) 民族発展省は従来の国家計画経済委員会と技術推進標準化委員会の2つの委員会が合同されて発足したもので、製品の品質向上や科学技術の発展を促進させる事がその目的となっている。

参考文献

- (1) モンゴル人民共和国政府、БНМУ-ЫН НИЙРЭМ ЭДИЙН ЗАСГИЙН ХӨГЖИЛ 1989 ОНД, СТАТИКИ ЙН ЭМХТГЭЛ
- (2) Elizabeth Milne, John Leimome, Franek Rozwadowski, and Padej Sukachevin, The Mongolian People's Republic: Toward a Market Economy, INTERNATIONAL MONETARY FUND, April, 1991.
- (3) 日本国政府統計集1989年版
- (4) 通産省統計1990年版
- (5) 日本国外務省、モンゴル資料、1991年
- (6) MONTSAME, THE MONGOL MESSENGER, July, 15, 1991 (News Paper)
- (7) 財国際協力推進協会、月刊アピック第157号
- (8) モンゴル政府庁舎内、統計局資料
- (9) АРДЫН ЭРХ
- (10) ソ連東欧貿易会、ソ連東欧貿易調査月報1989年～1990年のモンゴル経済
- (11) 二木博史、今泉博、岡田和行著、田中克彦監修『モンゴル史』全2巻、(株)恒文社、1998年